

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(平成9年4月4日 公平委規則第1号)

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査判定の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の準用)

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則については、筑後市公平委員会規則（昭和46年公平委員会規則第1号）の全部を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。